

事務連絡
令和8年8月10日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当課長 殿
各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿
国設専用水道の設置者 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室専門官

地下占用物等連絡会議等における水道事業者等から道路管理者へ提出する様式について

先般、国土交通省道路局より道路管理者宛てに「地下占用物等連絡会議等における占用物件の安全性に係る対応策の確認について」（令和8年7月27日付け事務連絡。以下、「事務連絡」という。）が発出されたところですが、地下占用物等連絡会議等において水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者から道路管理者へ提出が必要となる様式について、下記のとおり補足します。なお、本内容については、国土交通省道路局と調整を行ったものである旨申し添えます。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者及び町村に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、本件を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 水道施設の巡視・点検等の結果（異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）を道路管理者に対して報告するときは、別記様式1とともに報告する。
2. 事務連絡における、「異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断」された箇所とは、水道施設の巡視・点検等の結果、漏水が発覚した箇所や水道施設を原因とする道路陥没、舗装のひび割れ、不同沈下及び鉄蓋のズレやガタツキ等が認められたもののうち、修繕等の措置を実施する必要があると判定された箇所をいい、道路に影響を与えず、かつ経過観察等を行うような軽微な異状は含めない。これらの箇所のうち、「修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するもの」については、点検等の結果及び別記様式1と併せて、該当箇所毎に別記様式2によって報告する。

3. また、別記様式2による報告後、修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが生じた場合は、別記様式3によって事前に報告する。

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 水道計画指導室

担 当：関、水野

電 話：03-5253-8111（内線 34415）

Mail hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

事 務 連 絡
令和8年7月27日

各都道府県担当課長 殿
各指定市担当課長 殿

道路局 路政課
道路利用調整室 課長 補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長 補佐

「地下占用物等連絡会議等における占用物件の安全性に係る対応策の確認について」の送付について

標記について、各地方整備局等あてに別添のとおり通知を発出しましたので、参考までに送付いたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く。）あてこの旨通知願います。

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 27 日

各地方整備局道路部路政課長 殿
北海道開発局建設部建設行政課長補佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長 殿
独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構総務部管理課長 殿

道路局 路政課

道路利用調整室 課 長 補 佐

国道・技術課

道路メンテナンス企画室 課 長 補 佐

地下占用物等連絡会議等における占用物件の安全性に係る対応策の確認について

「道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン」（令和 7 年 7 月 25 日付け国道利第 18 号、国道メ企第 19 号別添。以下「ガイドライン」という。）については、先般、「道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引きについて」（令和 8 年 3 月 31 日付け事務連絡。以下「手引き」という。）を発出し、ガイドラインの適切な運用に資するよう、規定内容について補足をしたところである。

手引き第 2 において、地下占用物等連絡会議等において報告された点検結果に対する対応として、点検等の結果、修繕等の措置が必要と診断された箇所において、当該措置が未了の場合は、措置されるまでの間、安全性に問題がないことを確認するために、手引き別紙「道路管理者が道路占用者に対して実施すべき措置に関する手引きフローチャート」（以下「フローチャート」という。）中「2. 地下占用物連絡会議における道路管理者の対応」及び「3. 占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合の道路管理者の対応」において「行政指導（占用物件の安全性に係る対応策の確認）」を行うものとし、その具体的な確認方法については、追って通知する予定としていたところであるが、当該確認方法については下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理に当たって遺憾のないようにされたい。

記

1. 次の各号に掲げる占用物件の点検等の結果（異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）を道路占用者に対して報告を求めるときは、別記様式 1 とともに報告を求め、異状箇所のうち、道

路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置（以下「修繕等の措置等」という。）が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果及び別記様式1と併せて該当箇所毎に別記様式2によって報告を求めること。また、別記様式2による報告後、修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが生じた場合は、別記様式3によって事前に報告を求めること。

(1) 地下占用物等連絡会議において報告する占用物件

(2) 道路構造又は交通に支障が生じた場合における類似条件下にある他の占用物件

2. 別記様式1中「安全性」欄のチェックボックスにチェックがされていない場合は、手引き別紙フローチャート中「2. 地下占用物連絡会議における道路管理者の対応」又は「3. 占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合の道路管理者の対応」における「行政指導（占用物件の安全性に係る対応策の確認）」以降の措置を適用されたい。

3. 別記様式1及び別記様式2中「修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置」とは、占用物件の安全性の確保に資する措置であり、例えば、占用物件の巡視、地下に埋設された占用物件の安全性を確認するための路面の巡視や地下に埋設された占用物件の周囲に対して実施する地盤改良等の措置が考えられる。

4. 別記様式1及び別記様式3中「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置」とは、占用物件の安全性の確保が十分でない場合に行われる道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置であり、例えば、道路の構造又は交通への支障を確認するための路面の巡視や地盤改良、道路占用者の責任において実施する予防的な交通規制等の措置が考えられる。

5. 道路占用者が異状箇所において修繕等の措置等を実施する際、当該措置等が早期に実施されることが道路の構造を保全する観点からも望ましいことから、道路管理者は、必要に応じて当該措置等にかかる道路占用許可手続の円滑な実施に協力すること。

6. 占用物件の安全性を確保するための対応策等について、道路占用者による修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある場合において、道路占用者より必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置を行うことについて報告があったときは、道路管理者は必要に応じて道路占用者と連携すること等によりこれに協力すること。

【別記様式 1】

年 月 日

宛名（道路管理者）

占有者名 ○○ ○○

占有物件の点検等の結果について

占有物件の点検等の結果について、下記のとおり報告します。

記

1. 占有物件の点検等の結果について

占有物件の点検等の結果について別添のとおり報告します。

（注）別添には、次の各号に掲げる占有物件の点検等の結果（異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占有物件の状況が分かる資料。以下同じ。）を添付し、異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占有物件の安全性を確保する措置（以下「修繕等の措置等」という。）が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果と併せて該当箇所毎に別記様式 2「占有物件の安全性を確保するための対応策等について（個別箇所）」を添付すること。

(1) 地下占有物等連絡会議において報告する占有物件

(2) 道路構造又は交通に支障が生じた場合における類似条件下にある他の占有物件

2. 占有物件の安全性について

占有物件の点検等の結果、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合には修繕等の措置等を実施すること等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所を含む全ての箇所において占有物件の安全性が確保され、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないことを確認しています。

安全性	占有物件の安全性を確保するための対応策等		備考
☐	☐	修繕等の措置等の実施等により占有物件の安全性が確保され、個別法令等における維持管理基準等を満たしている。	
	☐	修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが今後生じた場合は、必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置の内容と併せて、別記様式 3「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について」により事前に道路管理者へ報告する。	

- (注1) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在しない場合は、「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。また、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合は、「占用物件の安全性を確保するための対応策等」欄の全てのチェックボックスにチェックを入れた場合のみ「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。
- (注2) 「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占用物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占用物件については、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 5 の 5 の基準を遵守するために実施している内容を指す。

【別記様式 2】

年 月 日

宛名（道路管理者）

占用者名 ○○ ○○

占用物件の安全性を確保するための対応策等について（個別箇所）

(1) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所名

--

(2) (1) の箇所について行う安全性を確保するための対応策等

- ☐ ① 修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置（以下「修繕等の措置等」という。）が概ね1年以内に完了予定

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

--

- ☐ ② 修繕等の措置等が概ね5年以内に完了予定

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

--

- ☐ ③ 修繕等の措置等を実施予定であり、個別法令等における維持管理基準等に適合する期限内に完了予定（①②に掲げるものを除く）

（修繕等の措置等の内容・完了時期）

--

- ☐ ④ 応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討

（注1） 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置等が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果（点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。）及び別記様式1「占用物件の点検等の結果について」と併せて該当箇所毎に本様式によって報告すること。

（注2） (1)については、点検等の結果における当該箇所名や占用許可申請書、許可書の記載事項等占用物件の特定に資する情報等を記載すること。

（注3） (2)①～④のいずれかのチェックボックスにチェックを入れ、必要事項を記入すること。

（注4） 「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占用物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占用物件については、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の5の基準を遵守するために実施している内容を指す。

（注5） 道路占用者は、本様式において記載を求める事項の報告について、道路管理者の了解を得た上で本様式によらない形式により報告することができる。

【別記様式 3】

年 月 日

宛名（道路管理者）

占用者名 ○○ ○○

道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について

下記 1. に掲げる箇所の占用物件については、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあり、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置を講じる必要があることから、下記 2. に掲げるとおり措置を講じるので、報告します。

記

1. 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所名

--

2. 必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置

--

（注 1） 1. の箇所の位置を確認するために、本様式と併せて、1. の箇所に関する地下占用物等連絡会議等において報告された点検等の結果を添付すること。

（注 2） 1. については、点検等の結果における当該箇所名や占用許可申請書、許可書の記載事項等占用物件の特定に資する情報等を記載すること。